三菱ケミカル健康保険組合　御中

任意継続資格取得に関する誓約書

私は、三菱ケミカル健康保険組合の任意継続被保険者の資格取得申込みを行うにあたり、下記事項を確認しました。

記

↓確認欄にチェックしてください

□　1　保険料は納付期限内に納入しなければならないこと。
納付期限内に納入できなかった場合は、被保険者資格が喪失となること。

□　2　新たに健康保険の被保険者となった場合は、三菱ケミカル健康保険組合に対し、速やかにその旨を申し出て、脱退手続を行う必要があること。

□　3　被保険者資格喪失日以降に、三菱ケミカル健康保険組合の健康保険を使用した場合は、後日、その医療費の健保組合負担分（7~8 割等）を三菱ケミカル健康保険組合に返金する必要があること。

□　4　任意継続被保険者の資格は最長２年であること。
次の事由に該当する場合のみ、資格喪失となること。
① 被保険者となった日から起算して２年を経過したとき（期間満了）
② 被保険者が死亡されたとき
③ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
④ 就職等により他の健康保険の被保険者となったとき
⑤ 75 歳に到達または 65 歳以上で一定の障害をお持ちの方で後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
⑥ 資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき

以上

令和　　年　　月　　日

郵便番号　　―

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　自宅TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携帯TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

07.12